

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき管理者が行う耳標の装着等の適切な実施に関する協力依頼

今般、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から、誤った番号の耳標が装着された牛がと畜場でのBSE検査を受けずに流通した事案に鑑み、牛の管理者に対する指導等の強化に関する通知を受け、本会会長から別記のとおり地方獣医師会会長あて通知した。

別記

27日獣発第339号
平成28年3月3日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき管理者が行う耳標の装着等の適切な実施に関する協力依頼

このことについて、平成28年2月25日付け27消安第5751号をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、さいたま市において、牛の管理者が、牛の耳標が脱落した際、誤った個体識別番号で再発行を申請したため、誤った番号の耳標が装着された牛が出荷され、と畜場でのBSE検査を受けずに流通した事案が公表されました。このため、誤った番号での耳標の再発行申請や再装着の防止及び管理者等による適切な耳標の装着が行われるよう、牛の管理者に対する指導等のより一層の強化に

ついて、都道府県及び地方農政局消費・安全部長等に協力を依頼したので、本会へも管理者等に対する更なる周知徹底への協力が依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしく願います。

別添

27消安第5751号
平成28年2月25日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき管理者が行う耳標の装着等の適切な実施に関する協力依頼

平素より牛トレーサビリティ制度の推進に御理解と御協力いただき、ありがとうございます。

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号、以下「法」という。）に基づき、牛の管理者には耳標の装着及び適正な届出が義務付けられています。

本年2月24日、さいたま市が、牛の個体識別番

号の重複により、誤った個体識別番号の耳標が装着された牛が出荷され、と畜場において本来受けるべきBSE検査を受けずに流通していた事案を公表したところです。

これは、牛の管理者が、当該牛の両耳の耳標が脱落したため、再発行を申請する際に、誤った個体識別番号で申請したため、誤った個体識別番号の耳標が装着され、そのままと畜場に出荷されたことによるものです。

については、今般の事案を踏まえ、誤った個体識別番号での耳標の再発行申請や再装着を防止するため、牛の管理者に対する指導等のより一層の強化と、管理者等に適切に耳標装着を行ってもらうため、都道府県へ協力を依頼するとともに、別添のとおり、地方農政局消費・安全部長等に依頼したところです。

つきましては、貴職におかれましても、管理者等に対する更なる周知徹底を図っていただくよう、御協力の程よろしくお願いたします。

別添

写

27 消安第 5751 号
平成 28 年 2 月 25 日

各地方農政局消費・安全部長等 宛

(農林水産省)
消費・安全局畜水産安全管理課長

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき管理者が行う耳標の装着等の適切な実施に関する指導の徹底について

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号、以下「法」という。）に基づき、牛の管理者には耳標の装着及び適正な届出が義務付けられているところである。

本年 2 月 24 日、さいたま市が、牛個体識別番号の重複により、誤った個体識別番号の耳標を装着した牛が出荷され、と畜場において本来受けるべきBSE検査を受けずに流通していた事案について公表した。

これは、牛の管理者が、当該牛の両耳の耳標が脱落したため、再発行を申請する際に、誤った個体識別番号で申請したため、誤った個体識別番号の耳標が装着され、そのままと畜場に出荷されたことによるものである。

については、今般の事案を踏まえ、誤った個体識別番号での耳標の再発行申請や再装着を防止するた

め、下記事項に留意の上、牛の管理者に対する指導等をより一層強化するとともに、本制度につき周知徹底が確実に図られるよう、重ねてお願いする。

また、貴管内牛トレーサビリティ担当者に対しては、貴局から周知徹底するようお願いする。

なお、都道府県農林水産部長及び関係団体に対し、別添のとおり通知したことを申し添える。

記

- 1 牛の管理者に対する立入検査時等にあつては、
 - ①事前に個体識別台帳により、出生、異動等の届出状況に加え、耳標の再発行状況を確認し、
 - ②再発行されている場合には、農場において、再発行された耳標が装着されている牛の個体識別情報を確認すること。
 - ③また、再発行耳標が装着されている牛に、正しい個体識別番号の耳標が装着されているか、関係書類等により自己点検するよう牛の管理者を指導すること。
※特に両耳を再発行申請している場合は確実に確認すること。
- 2 耳標の再発行申請が遅れている牛の管理者に対しては、
 - ①耳標が脱落した牛の個体識別番号を適切に確認し、速やかに再発行申請すること
 - ②再発行された耳標を装着する際、装着する牛の個体識別情報を確認し、間違いなく装着することを指導すること。
- 3 なお、牛の管理者に対しては
 - ①法に基づき、届出、耳標の装着等の義務が課せられていること
 - ②虚偽の届出をした場合には、各種補助事業の対象から除外される場合があることなど牛トレーサビリティ制度についての周知徹底を図るとともに、添付資料を活用し、個体識別番号の重複事案に注意するように合わせて周知徹底を図ること。

(記者の方向け参考資料)

牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る 食品健康影響評価②

(平成 25 年 5 月食品安全委員会) 抜粋

6. ま と め

以上のとおり、日本においては、各段階における BSE 発生防止対策は適切に行われているものと判断される。従って、食品安全委員会は、牛群の BSE 感染状況、BSE プリオンの侵入リスク低減措置（輸入規制）、増幅リスク低減措置（飼料規制等）及び曝露リスク低減措置（食肉処理工程）に加え、牛と人との種間バリアの存在（「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価」（別添資料）に記載）を踏まえると、日本においては、牛由来の牛肉及び内臓（特定危険部位以外）の摂取に由来する BSE プリオンによる人での vCJD 発症の可能性は極めて低いと考える。

より具体的にみれば、総合的な BSE 対策の実施により、出生年月でみた場合、2002 年 1 月に生まれた 1 頭の牛を最後に、それ以降 11 年にわたり、BSE の発生は確認されていない。EU における BSE 発生の実績を踏まえると、BSE 感染牛は満 11 歳になるまでにほとんど（約 97%）が検出されると推定されることから、出生年月でみた BSE の最終発生から 11 年以上発生が確認されなければ、飼料規制等の BSE 対策が継続されている中では、今後、BSE が発生する可能性はほとんどないものと考えられる。

しかしながら、出生後の経過年数が 11 年未満の出生コホートにおいて仮に感染があった場合には、発生の確認に十分な期間が経過していないものと考えられる。このため、当面の間、検証を継続することとし、将来的には、より長期にわたる発生状況に関するデータ及び BSE に関する新たな科学的知見の蓄積を踏まえて、検査対象月齢のさらなる引き上げ等を検討するのが適当であると判断した。

具体的な検査対象月齢については、以下に示す

BSE 検査陽性牛のこれまでの実績や感染実験により得られた知見が参考になる。

- ①評価対象の日本及び他の 4 か国の BSE 検査陽性牛のこれまでの実績をみると、一部の例外的な事例を除けば BSE 陽性例は 48 か月齢以上であること。
- ② EU における BSE 発生のこれまでの実績を踏まえると、BSE 検査陽性牛のほとんど（約 98%）が、48 か月齢以上で検出されると推定されること。
- ③牛における感染実験において、BSE 感染牛脳組織の 1g を経口投与すると、投与後 44 か月目（48 か月齢相当以上）以降に臨床症状が認められ、同時に中枢神経組織中に異常プリオンたん白質が検出されたこと。
- ④感染実験での、BSE プリオンの摂取量が少ないほど潜伏期間が長くなるという知見踏まえれば、この 11 年間出生年月でみた BSE の発生が確認されていないという日本における汚染状況から、仮に日本の牛が BSE プリオンを摂取するようなことがあったとしても極めて微量と考えられ、潜伏期間はこれまで以上に長くなると想定されること。

具体的な検査対象月齢について、食品安全委員会は、以上を踏まえ、と畜場における検査対象月齢を 48 か月齢（4 歳）超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できると判断した。

なお、2002 年 1 月以前の出生コホートについては、ほとんどの牛は既にと畜されているものの、生残している高齢牛の中に、極めて低い確率とはいえ、BSE に感染している牛が残っている可能性があることは完全には否定できない。また、非定型 BSE については、発生が極めてまれで、そのほとんどが 8 歳以上の高齢の牛であり、飼料規制等によってほぼ制御された定型 BSE とは異なる孤発性の疾病である可能性が示唆されている。これらの定型及び非定型 BSE の発生を把握することについては、48 か月齢超の牛を検査することにより十分にカバーされるものと考えられる。